第 221 号

# きゃっちぼーる

平成 21 年 11 月 10 日

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》
前 田 勝 昭 公 認 会 計 士 事 務 所
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ﾋﾞﾙ８Ｆ
℡ 052（332）6086 Fax 052（332）6096
http://www.maeda-cpa.com/

## 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 220 回

９月の景気動向指数は基調判断が上方修正されました。
製造業の所定外労働時間も前回比 4.5%増となり、景気が回復局面にあると判断されています。
さて皆様の会社の業績はいかがでしょうか？明るさは見えてきていますか？
今後の日本の景気を左右する重要な鍵は、
《外部環境として》
① やはりアメリカの消費の動き
② 中国の景気動向
③ 円為替の動き　　かと思います。
問題はアメリカで、「景気対策の下支えがなくなったときに回復が息切れするリスクが強い」と言われてますように、むしろ 12 月から 2 月の消費の動きが要注意かと思われます。不安ですね！！
《内部環境として》
今は在庫の削減効果が出て、少し在庫増加のための生産が拡大していますが、今後消費が増えないと、また、生産、雇用は減少していく可能性があります。また消費はこの 12 月の賞与の額にも大変な影響を受けるかと思いますが、いかがでしょうか？
《結論》
さて、そうすると我が国経済も、この 12 月から 2 月は大変難しい局面に立たされることになると思います。
○ 金がなくなる
○ 売上が落ち込む　　可能性とさらに、
○ 売掛金の回収ができない　　等々ですね
もう一度原点に返って、できるだけ早い資金調達の準備と売上に走り廻ることをしないと（効果は？ですが）、結局会社は持ちません。

がんばりましょう、あと少し。

## 前田の《今人生を語る》第 126 回

めざめよ日本人㊽

最近の書物、新聞等を読ませていただきますと、先人（先生、親等）の教えが、現代の偉人に大変な影響を与えていることがよくわかります。
やはり人間は人の影響を受け、成長していきます。
我々も、少しでも、人にいい影響を与えられるような人間になりたいですね。
努力しましょう！！

## 年 末 調 整

佐 藤　洋

本年も年末調整を行う時期となりました。
今回は昨年と比べて変わった点についてご説明いたします。

**１．住宅の省エネ改修工事に係る住宅ローン控除の控除額の特例が創設されるとともに、住宅ローン控除の対象となる増改築等の範囲が拡充されました。**
住宅ローン控除を受けようとする最初の年分については確定申告により控除の適用を受ける必要があり、年末調整は２年目以降に行われる処理です。
（住宅ローン控除は毎年拡充されており制度の詳細は省略させていただきます）

**２．給与所得の源泉徴収票の記載事項に関する所要の整備が行われました。**
源泉徴収票の摘要欄に「居住開始年月日」「住宅借入金等特別控除可能額の金額」等の整備が行われています。
年末調整で住宅ローン控除を行った場合に、住宅ローン控除額を所得税の年税額から控除して控除しきれない分が生じたときに翌年度の住民税から控除する制度があります。
平成１９・２０年の年末調整時には別途申告書を作成して各市町村に提出していましたが、今回の整備により別途申告書を提出する必要がなくなるようです。
（本稿作成時点では複数の市町村等に電話確認しておりますが、実際行われる際は各市町村に問い合わせた方が安全と思われます。）
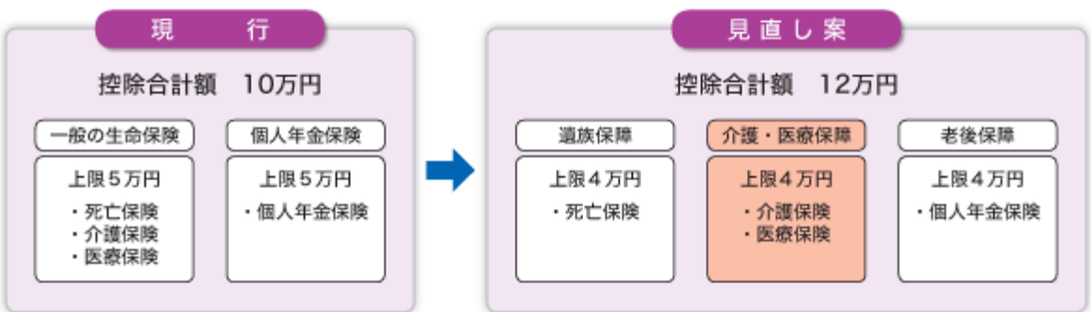
（参考）
**生命保険料控除制度の改組（平成２４年１月からの導入を予定）**
生命保険料控除について、一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の限度額をそれぞれ４万円（現行：５万円）とするとともに、介護保障または医療保障にかかる保険料等について、新たな控除枠（介護医療保険料控除）を設け、その控除限度額を同額（４万円）とします。
今後、保険会社等において制度移行に伴う諸課題について検討をすすめ、平成２２年度改正において法制上の措置が講じられます。